国立大学法人東京農工大学広報・社会貢献委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 (組織) 第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)　理事(広報・国際担当) (2)～(10)　(略) 2　(略)	本則 (組織) 第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)　理事(渉外担当) (2)～(10)　(略) 2　(略)	

附　則（令和元年５月１日規程第３号）

この規程は、令和元年５月１日から施行する。